

2 古志はるかぜ学園いじめ防止基本方針

(1) 方針の主旨

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長や人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。

本校は、学校と家庭、地域が連携し、いじめ問題の克服に向けて取り組むため、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という）第13条の規定に基づき、いじめの防止やいじめの早期発見、いじめ対処のための対策を総合的かつ効果的に推進するため「古志はるかぜ学園いじめ防止基本方針」を策定した。

(2) 基本理念

いじめの防止等の対策は、いじめが全ての児童生徒に関わる問題であることから、児童生徒が安心して学習や活動に取り組むことができるように、学校の内外を問わずいじめがなくなることを目指して行うものとする。

また、いじめの防止等の対策は、いじめがいじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼし、取り返しのつかない重大事態をも生み出す行為であることについて、児童生徒も十分に理解できるように行うようにする。

加えて、いじめの防止等の対策にあたっては、市、学校、家庭、地域住民だけでなく、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの協力も得ていじめ問題の克服を目指し、連携して取り組むものとする。

(3) いじめ問題への対応について

① いじめの防止のための取組

- ・「いじめは絶対に許されない」との雰囲気や学校全体に浸透させるとともに、「自分の大切さとともに、他人の大切さを認める」態度を育てよう努める。
- ・道徳教育や人権教育を充実させ、読書活動・体験活動等、幅広く体験的に学ぶ機会を設けることで、児童生徒の社会性を育み、いじめをしない、させない、許さない態度の育成に努める。
- ・一人一人を大切にしたい分かりやすい授業づくりに努め、一人一人が活躍できる集団づくりを進める。
- ・児童生徒がいじめ問題について学び、児童生徒自らがいじめの防止を訴えるような取組を推進する。
- ・いじめにつながりやすい感情を押さえるために、学校の教育活動全体を通して、自己有用感や自己肯定感を高められるよう努める。
- ・いじめの要因となり得る教職員の児童生徒理解能力、人権感覚、授業力等の向上を図り、教職員自身が、率先していじめ防止の範を示すよう心がける。
- ・いじめ問題に関する年間指導計画を作成し、いじめの未然防止のための定期的なアンケートや教職員研修を実施するとともに、随時、計画の見直しを図り、実態に応じたよりよい取組となるよう改善に努める。

② いじめの早期発見のための取組

- ・児童生徒の観察、定期的なアンケート、保護者や地域住民からの情報等、アンテナを高くして児童生徒を見守る。
- ・「よくあること」「これくらいなら」と甘く考えず、情報を丁寧に受け止め、学校の教職員全体で共有し、解消に向け、親身になって迅速に取り組む。
- ・定期的なアンケート調査や教育相談を実施し、いじめの実態把握に努め、児童生徒が日頃からいじめを訴えやすい雰囲気づくりに努める。
- ・児童生徒や保護者、教職員が気軽に相談できる体制を整備し、保健室や相談室等の窓口について広く周知するよう努める。
- ・児童生徒が、貸与された一人1台端末に搭載された「教育相談受付システム」を活用できるように、児童生徒、保護者に広く周知するよう努める。

③ いじめが起きたときの対応

- ・いじめと疑われる行為を発見した場合、直ちにその行為を止める。
- ・児童生徒や保護者からいじめの相談や訴えがあった場合には、ささいな兆候であっても、親身になって、迅速・丁寧に対応し、いじめられた児童生徒やいじめを知らせた児童生徒の安全を確保する。
- ・いじめを発見したり、通報を受けたりしたときは、校内の「いじめ対策委員会」で直ちに情報を共有し、組織的に対応する。

※参照 ①【表1 校内いじめ対策委員会】

②【図1 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織】

③【図2 いじめが起こった場合の組織的対応の流れ】

- ・速やかにいじめの事実の有無を確認し、結果を市教育委員会に報告するとともに、いじめられた児童生徒といじめた児童生徒のそれぞれの保護者に連絡する。
- ・児童生徒の心身に重大な被害が生じている、又はその疑いがあるいじめ事案やいじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案については、直ちに警察に相談・通報を行い、適切に支援を求める。
- ・いじめられた児童生徒とその保護者へは次のような支援を行う。
 - ア いじめられた児童生徒を守ることが最優先であることを強く認識し、徹底して守ることや秘密を守ることがを伝え、授業時も休憩時も複数の教職員で見守りを行うなどし、いじめられた児童生徒の安全・安心を確保する。
 - イ 保護者の気持ちに寄り添い、訴えや不安に丁寧に耳を傾ける。学校の状況や取組を具体的に説明するとともに、保護者の思いに十分に耳を傾け、信頼関係を大切にしながら、結果を出していく。
 - ウ 状況に応じて、心理や福祉等の専門家、教員経験者、警察官経験者等、外部専門家の協力を得て、取り組む。
- ・いじめた児童生徒とその保護者へは次のように指導・助言を行う。
 - ア 複数の教職員が連携し、必要に応じて心理や福祉等の専門家、教員、警察官経験者等、外部専門家の協力を得て、いじめの行為をやめさせ、再発防止に努める。
 - イ 保護者の理解を得て、保護者と連携して対応を行えるよう協力を求めるとともに、保護者と継続的に対話していく。

ウ いじめた児童生徒へは、自らの行為の責任を自覚させる指導を行う。

エ いじめの背景に目を向け、いじめた児童生徒のプライバシーにも留意する。

オ 警察と連携した指導については、教育的配慮に十分に留意し、いじめた児童生徒の健全な成長を促すことを目的に行う。

- ・いじめが起きた集団の児童生徒に対しては、自分の問題として捉えさせるとともに、その中で同調していた児童生徒に対しては、同調はいじめに加担することに等しいことを理解させ、いじめを根絶する態度を育てる。
- ・謝罪で解決したものと考えず、当事者同士や周りの児童生徒との関係が修復し集団が望ましい状態を取り戻すまで指導を継続し、安定した状態になっても見守りを続ける。
- ・いじめが一旦、解決したと思われる場合でも、十分な注意を払い、必要な支援を継続していく。

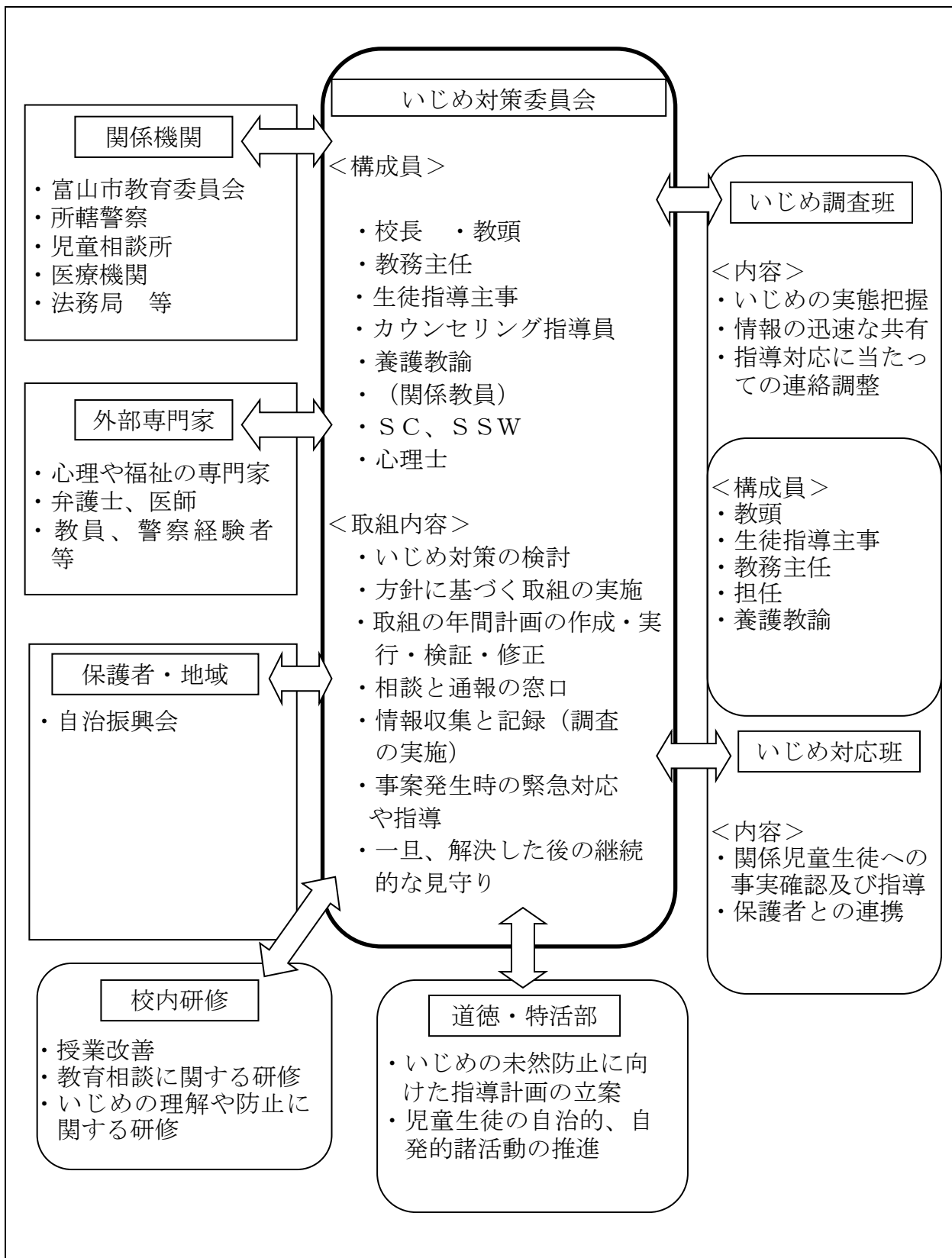
※解決後、3か月間は児童生徒の様子を見守り、声をかけたり個別に相談の場を設けたりする。また3か月後に保護者と面談し、様子を伺う。

- ・ネット上の不適切な書き込み等については、直ちに削除する対応や、必要に応じて警察等に相談の上、プロバイダに対して速やかに削除を求める対応を指導する。
- ・ネット上の人権を侵害する情報に関する相談の受付等、関係機関の取組について周知する。
- ・パスワード付きサイトやSNS、携帯電話のメールを利用したいじめの対策として、保護者と連携しながら、学校における情報モラル教育の充実に努める。

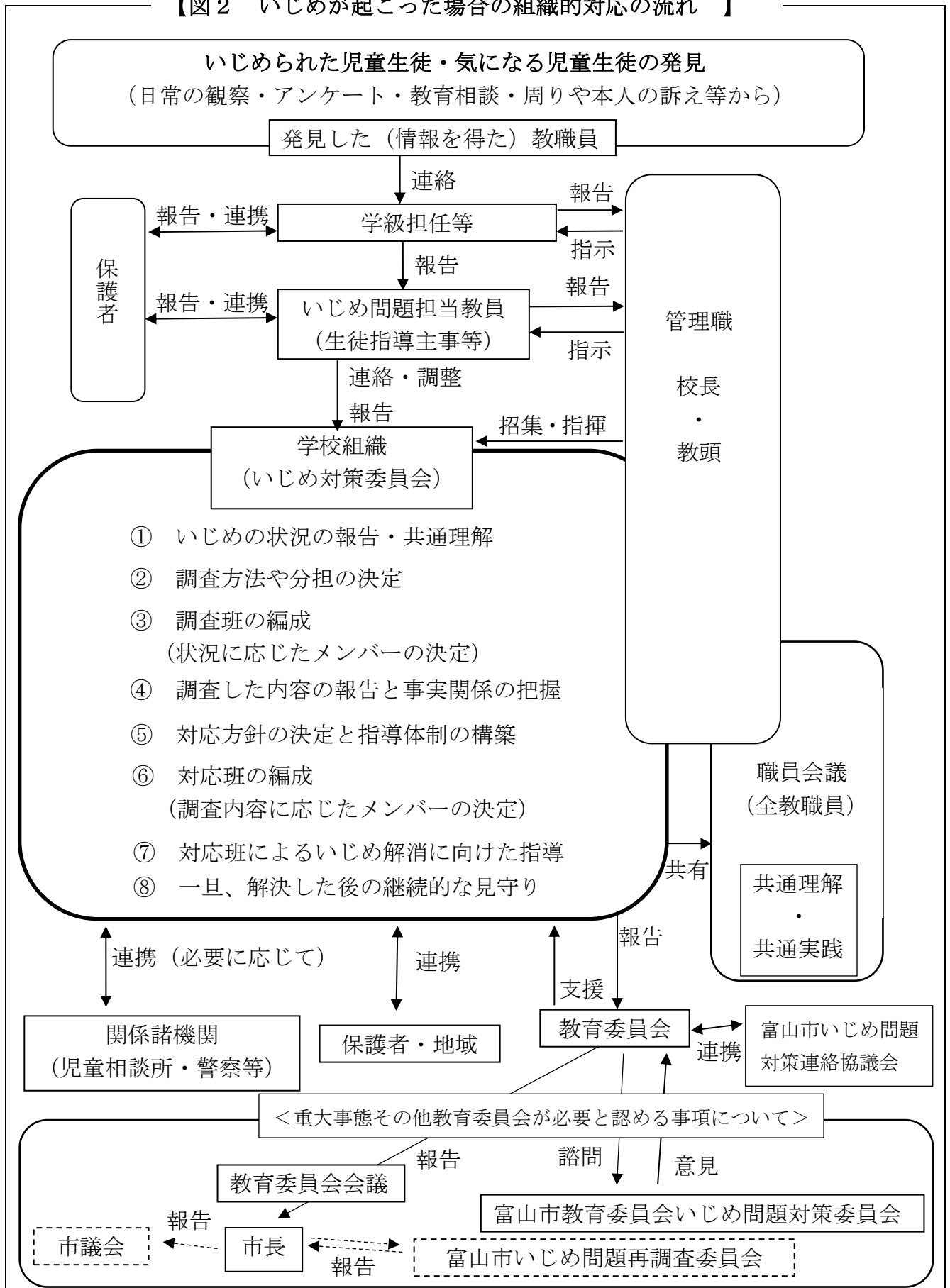
【表1 校内いじめ対策委員会】

役 職	分担1	分担2	備 考
校長	総 括		
教頭	調査班	対応班	
教務主任	調査班	対応班	
生徒指導主事	調査班		
カウンセリング指導員 SC 心理士 SSW	調査班	対応班	
各学年担任	調査班	対応班	関係児童生徒 が所属する学 級の担任
養護教諭	調査班	対応班	
進路指導主事		対応班	

【図1 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織】 (法第22条に基づく組織)



【図2 いじめが起こった場合の組織的対応の流れ】



【表2 いじめ問題への取組の年間指導計画】

	4月	5月	6月	7月	8月		
校内委員会等	いじめ対策委員会 実施① ・指導方針 ・指導計画等 ※職員会議で共通 理解 職員会議	保護者啓発	事案発生時、緊急いじめ対策委員会の実施	いじめ問題に関する 職員研修会①			
未然防止への取組	いじめ 実態把握調査	① 人間関係づくり（相互理解、SSトレーニング）		児童生徒による未然防止 に向けた自治活動			
早期発見への取組		生活 アンケート	保護者 学校評価 アンケート				
	教育相談						
	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
校内委員会等	いじめ対策委員会 実施② ・情報共有 ・2、3学期の指 導計画の確認		事案発生時、緊急いじめ対策委員会の実施	いじめ問題に関する 職員研修会②		いじめ対策委員会 実施③ ・本年度のまとめ ・指導計画の見直 し	
未然防止への取組	② 人間関係づくり（相互理解、SSトレーニング）						
			「人権週間」への取組			道徳教育・特別活動 計画へ生かす	
早期発見への取組			生活 アンケート	保護者 学校評価 アンケート			
	教育相談				教育相談		

4 重大事態への対応について

(1) 重大事態とは

①「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」（児童生徒が自殺を企図した場合等）

②「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」（年間30日以上欠席を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間連続して欠席している場合は目安にかかわらず、迅速に調査に着手する）

※「児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し出があったとき」

※申立て時点において、学校がいじめの事実等を認識出来ていない場合には、必要に応じて、学校組織による調査を実施し、事実確認を行う。

(2) 重大事態の対応についての留意事項

- ・富山市教育委員会又は学校は、その事案が重大事態の疑いがあると認められる事態であると判断したときは調査のための組織を設ける。
- ・学校が調査の主体となる場合、各学校に設置されている学校組織の教職員のほか、必要に応じて、職能団体等から推薦を受けた医師や弁護士、公認心理師、スクールソーシャルワーカー等といった第三者の専門家が参画した調査組織となるように努める。また、速やかに富山市教育委員会に報告し、市教育委員会の支援の下、管理職が中心となり、学校全体で組織的に対応し、問題の解決に当たる。
- ・事案の特性やいじめられた児童生徒または保護者等の訴えを踏まえ、学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果が得られないと市教育委員会が判断する場合や、学校教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、市教育委員会が主体となって調査を実施する。
- ・市教育委員会が主体となる場合、市教育委員会に設置される附属機関である「富山市教育委員会いじめ問題対策委員会」が調査組織として調査を行う。なお、富山市教育委員会いじめ問題対策委員会については、市教育委員会の諮問に応じて調査審議し、又はこれらの事項について、教育委員会に意見を述べるものとする。
- ・学年又は学校の全ての保護者に説明するかどうかを判断し、当事者の同意を得た上で説明文書の配付や緊急保護者会の開催を行う。
- ・事案によってはマスコミの対応も考えられるので、対応の窓口を明確にして適切な対応に努める。

※参照「子どもの自殺が起きたときの緊急対応の手引き」（平成22年3月 文部科学省）